

令和6年度山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、文化・スポーツによる交流人口の拡大を通じた地域活性化や、本県の更なる文化・スポーツの振興を図るため、県内に拠点を有する団体が実施する文化・スポーツによる海外や県外との交流を促進する事業、県外の文化・スポーツ団体が県内の文化・スポーツ施設及び宿泊施設を利用した文化・スポーツ合宿に係る事業又は県内外の文化・スポーツ団体が海外の文化・スポーツ団体を招聘して主催する文化・スポーツ合宿に係る事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該団体に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガロー等は除く。）

(2) 参加者

イ 文化・スポーツ交流事業の場合

音楽祭・芸術祭等のイベント、コンサート又は演劇等の公演の出演者、スポーツ大会又はスポーツイベントに出場する選手、スタッフ及び入場者

ロ 文化・スポーツ合宿事業の場合

合宿等において文化活動又はスポーツを行う者、指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等）及び保護者（ただし、小学生及び中学生が所属する文化・スポーツ団体のみで文化活動又はスポーツを行う者の人数を超えない範囲内に限る）

(3) 延べ宿泊者数

宿泊施設に宿泊した参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数

(4) 県内市町村に類する団体

市町村を構成員に含む団体又は市町村からの補助金を受けて文化団体又はスポーツ団体が行う合宿に補助金を支出している団体

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次条各号に定める事業ごとに別表1のとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める事業とし、補助事業の内容及び補助の範囲はそれぞれ別表2－1のとおりとする。

(1) 文化・スポーツ交流事業

(2) 文化・スポーツ合宿事業

(事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、文化・スポーツ交流事業は補助事業を開始する30日前、文化・スポーツ合宿事業は補助事業を開始する14日前までに、規則第5

条の規定による補助金交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、令和6年4月30日より前までに補助事業を開始する場合には、その開始する日の10日前までに知事に提出しなければならないこととする。なお、第4号に係る書類は第4条第2号に掲げる事業の場合に限る。

- (1) 事業計画書（様式第1-1号又は1-2号）
 - (2) 収支予算書（様式第2-1号又は2-2号）
 - (3) 団体概要書（様式第3号）
 - (4) 合宿参加者名簿（様式第4号）（補助事業者が作成した名簿での代用も可能）
 - (5) 県内市町村又は県内市町村に類する団体として知事が認める団体から補助金又は負担金を受けることが確認できる書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、補助金の額の増又は20%を超える減を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号ロに定める軽微な変更は、補助金の交付条件に反しない変更であって、事業目的の達成に支障がないと認められる変更とする。

3 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第1-1号又は1-2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第2-1号又は2-2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 規則第7条第1項第1号ハの規定により、補助事業を中止し又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、規則様式第2号による実績報告書に次に掲げる書類を添え、補助事業完了後30日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。なお、第3号に係る書類は第4条第2号に掲げる事業の場合に限る。

- (1) 事業報告書（様式第1-1号又は1-2号）
- (2) 収支精算書（様式第2-1号又は2-2号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第4号）（補助事業者が作成した名簿での代用も可能）
- (4) 補助対象経費の支払いが完了したことが確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書きの、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 規則第21条に定める帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から5年間とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

補助事業	補助事業者
(1) 文化・スポーツ交流事業	山形県内に拠点を有する団体（市町村及び市町村が主宰する実行委員会を除く。）
(2) 文化・スポーツ合宿事業	・県外の文化・スポーツ団体（過去3か年以内に「山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金」の交付を受けた団体を除く。） ・海外の文化・スポーツ団体を招聘して、文化・スポーツ合宿を主催する県内外の文化・スポーツ団体

別表 2－1

補助事業	補助事業の内容	補助の範囲	
		補助対象経費	補助金の額
(1) 文化・スポーツ交流事業	<p>次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県内で開催される音楽祭・芸術祭等のイベント、コンサート、演劇等の公演、スポーツ大会又はスポーツイベントであること。 ・参加者が100人以上であり、そのうち海外又は県外からの参加者が50人以上であること。 ・新規事業であること。 ・次年度以降も継続すること。 ・県内市町村又は県内市町村に類する団体から本補助金と同額以上の補助金の交付を受けるものであること。 ・山形県から本補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。 ・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。 	別表2－2に掲げる経費	補助対象経費の総額の2分の1以内の額、事業費総額から自己収入額（入場料、協賛金、他自治体からの補助金、参加者負担金等）を控除了した金額又は30万円のうちいずれか低い額
	<p>次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県内で開催されるスポーツ大会であること。 ・第32回オリンピック競技大会又は東京2020パラリンピック競技大会において実施された競技である 	別表2－2に掲げる経費	開催地市町村における開催支援補助金又は負担金額の2分の1以内の額又は100万円とのいずれか低い額

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が1,000人以上であること。 ・日本国内外から参加者を募り、日本を含む5か国、地域以上からの参加があるものであること。 ・山形県から本補助金以外の補助金の交付を受けないこと。 ・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。 		
(2) 文化・スポーツ合宿事業	<p>次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化・スポーツ施設及び宿泊施設を利用した文化・スポーツ合宿であること。 ・合宿期間中に1回以上、県内の団体又は地域住民と交流を図るものであること。 ・宿泊日数が連続3日以上であること。 ・延べ参加者数が50人泊以上であること。 ・県内市町村又は県内市町村に類する団体から本補助金と同額以上の補助金の交付を受けるものであること。 ・山形県から本補助金以外の補助金の交付を受けないこと。 ・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。 	<p>補助事業者が収支管理を行う当該補助事業に要する経費</p>	<p>延べ参加者数に1,000円（海外の文化・スポーツ団体においては3,000円）を乗じた額又は20万円（海外の文化・スポーツ団体においては60万円）とのいずれか低い額</p>

別表2－2

経費区分	費　目	内　　訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣裳等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等
舞台運営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
大会・イベント運営費	参加費	選手等参加報酬、指導者報酬等
	運営費	競技役員経費、審判費用等
	演出費	演出料、音響費、照明費、会場装飾費等
会場設営費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	設備用具費	器具使用料、器具借料、運搬調整費等
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費・消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、移動用車両借上料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費	委託費	委託費
その他事業実施のために必要と認められる経費		

○補助対象とならない経費

事務職員給与、事務所維持費、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、ビザ取得経費、交際費、接待費、手土産代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、海外・県外からの参加者と県民との交流を主目的としたパーティーの軽食代、会議の際提供するお茶代、参加選手・競技役員等に係る補食や水分補給に係る経費は可。）、施設整備費、備品（5万円以上）等購入費等